

平成28年10月17日

事業主様

東日本紙器厚生年金基金  
理事長 北原茂樹  
(公印省略)

## 厚生年金保険標準報酬月額の下限改定について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、当基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年10月1日より、厚生年金保険の現在の標準報酬月額の最低等級（9万8千円）が以下のとおり新たな等級（8万8千円）が追加され、下限が引き下げられます。

これに伴い、厚生年金基金においても同様の取扱いとなります。

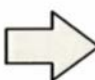
〔厚生年金保険の標準報酬月額の下限該当者の取扱い〕

平成28年9月30日以前からお勤めの方で、該当されるかたについては基金より改定通知書をお送りいたします。

### 厚生年金保険の標準報酬月額の下限に新たな等級が追加されます

平成28年10月1日より、厚生年金の現在の標準報酬月額の等級表に新たな等級（第1等級：88千円）が追加されます。

改正前			
標準報酬		報酬月額	
等級	月額	円以上	円未満
1	98,000		~ 101,000
2	104,000	101,000	~ 107,000
3	110,000	107,000	~ 114,000
⋮			
30	620,000	605,000	~



改正後			
標準報酬		報酬月額	
等級	月額	円以上	円未満
1	88,000		~ 93,000
2	98,000	93,000	~ 101,000
3	104,000	101,000	~ 107,000
4	110,000	107,000	~ 114,000
⋮			
31	620,000	605,000	~

\* 詳細につきましては添付の「厚生年金基金 \* 厚生年金保険（掛金・保険料）月額表①/②」をご覧ください。（なお、この「月額表」は事務担当者にお渡し下さるようお願いいたします。）